様式第2号（第5条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　年度丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のありました上記の補助金につきましては、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、　　　　年　　月　　日付けをもって交付申請のあった　　　　年度丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付申請書に記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第７条に基づき補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(１)　補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　　　　　円

(２)　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付要綱第７条ただし書に規定する軽微な変更とは、補助事業における経費の配分のうち、補助事業区分（交付申請書に添付される補助事業計画の「事業区分」欄中最小の事業区分をいう。）ごとの各経費区分間の配分額の20％以内の額の変更をする場合をいう。

４　補助金の額の確定は、前記１により配分された補助対象経費の区分ごとに組合等又は団体の実施額に補助率を乗じて得た額又は補助金の額のうち最も低い額の合計額とする。

５　組合等又は団体は、交付要綱で定めるところに従わなければならない。

６　補助金に係る消費税及び地方消費税の額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、交付要綱の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金から減額することとなる。